

1 全般的事項

(1) 事業計画

- ・準備書においては、検討・構想段階にある事項が多く含まれていることから、最新の事業計画に基づき評価書を作成すること。
- ・準備書または評価書で示す事業計画と実際の事業内容に変更が生じた場合には、市と協議し、適切に対応すること。

(2) 調査・予測・評価

- ・評価書の作成時において事業計画が明確にならない事項については、様々な状況を想定したうえで、調査・予測・評価を行うこと。

(3) 環境保全措置

- ・環境保全措置については十分に検討を行い、目的を明確にしたうえで、可能な限り措置の内容及びその効果を具体的に示すこと。
- ・準備書で示した環境保全措置の実施はもとより、事業計画の検討の進展に応じ、最善の利用可能な技術を積極的に採用し、実行可能な範囲でできる限り環境負荷を回避・低減すること。

2 個別事項

(1) 大気質・騒音・振動

- ・駐車場の規模を踏まえると、来場・退場車両を合わせて最大で約 6,000 台の交通量が生じる可能性があり、適切な交通流対策が必要不可欠である。これを踏まえ、次の事項について評価書に記載すること。

ア 来場・退場車両については阪神高速 5 号湾岸線に誘導することが基本となっているが、阪神高速 5 号湾岸線に誘導するために実施する対策、または関係地域における交通量の増加による影響を回避・軽減するために実施する対策について最新の事業計画に基づき示すこと。

イ 配慮が必要な来場者の誘導先として見解書で言及のあった尼宝線・大物線において生じるおそれのある環境負荷を示すとともに、必要に応じて環境負荷を軽減・低減するための措置についても検討すること。

(2) 水質

- ・事業計画地において発生する各種排水の放流地点を示すこと。また、排水を公共用水域に放流する場合には、放流先の水質等を踏まえ、必要な措置を講じたうえで放流すること。
- ・駐車場利用者を対象としたトイレについては、想定される利用者数、し尿の発生量、し尿を処理する設備・施設の処理能力及び講じる措置等を示すとともに、公衆衛生上の支障が生じないようにトイレ排水を適切に処理すること。

(3) 地下水質・土壌汚染

- ・事業計画地は廃棄物処理法に基づく指定区域には該当しないが、最終処分場であることから土地の形質の変更を行う場合には「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に準じた対応を行うこと。
- ・事業予定地は埋立地であるとともに土壌汚染のおそれがあることから、新たな地下水及び土壌の汚染が生じないように施工すること。

(4) 廃棄物

- ・駐車場利用に際し発生する廃棄物についても発生抑制及び分別の徹底のための措置を講じること。

3 その他

- ・本事業に変更が生じた場合においても、環境保全措置の後退及び各種手続きに不備等が生じないように十分に注意すること。
- ・駐車場の整備・撤去工事及び供用中において、環境が損なわれていると認められる場合については適切な措置を講じ、速やかに事態の解決を図ること。
- ・関係住民・事業者と適切なコミュニケーションを図るとともに、要望・苦情等があった場合は、真摯に対応すること。
- ・評価書等の作成にあたっては、平易な言葉を用いるほか、図表・写真を用いる等により広く市民が理解しやすい内容とするとともに、内容を十分に精査し、可能な限り最新の情報を踏まえた内容とすること。